

【重点 3-2】特定行為に係る看護師の研修制度の活用推進

重点政策・重点事業などの必要性について「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」からの質問に、分かりやすく回答します。



「特定行為に係る看護師の研修制度」について教えて!

看護師の特定行為研修とは、一部の医行為を医師の手順書による包括指示で看護師が実践できるようにする研修で、制度は2015年にスタートしました。制度の目的は、25年に向けてさらなる在宅医療等の推進を図っていくため、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成していくことです。

背景には、日本が超高齢社会となり病院だけでなく在宅で療養できるよう地域包括ケアの構築を進めていることがあります。病院や在宅などさまざまな場所で患者の状態を見極め、タイムリーに医療的ケアを行い、患者・家族の立場に立った分かりやすい説明をすることが必要です。「治療」と「生活」の両面からの支援ができる看護師が求められているのです。

特定行為研修修了者は病院だけでなく在宅でも求められているんだね。



特定行為を習得すると、どのように看護実践が変わるの?

特定行為は21区分38行為あり、実践的な理解力や思考力、判断力、高度で専門的な知識・技能が特に必要とされます。

例えば、受講前は、脱水を繰り返す患者Aさんを観察した結果、脱水を疑い医師へ報告します。そして、医師の診察等を待って指示を受け点滴を実施し、結果を報告します。特定行為「脱水症状に対する輸液による補正」を修了した看護師は、事前にAさんの脱水症状時の輸液を実施する手順書を医師より指示されていますので、アセスメントし脱水と判断すれば手順書に従って輸液による補正を行います。

これは、病院、在宅に関わらずあらゆる場面で医師の診察を待つことなくタイムリーに治療へつなぐことができますので患者にとってメリットが大きいと思います。

どこで療養していても患者さんのメリットにつながるんだね。



特定行為はどのように研修するの?

特定行為研修を行う指定研修機関は全国に338機関(9月時点)、研修を修了した看護師は4,832人(3月時点)です。250時間の「共通科目」は、臨床推論力や病態判断力などを養うため、多くの指定研修機関が在宅でも受講できるように、eラーニングを導入しています。さらに、特定行為区分ごとに「区分別科目」を学び、選択した特定行為は講義・演習や臨地実習を経て修得します。19年から受講しやすいうように共通科目時間が短縮され、

「在宅・慢性期領域」「外科術後病棟管理領域」「術中麻酔管理領域」「救急領域」「外科系基本領域」「集中治療領域」の特定行為をパッケージとして学べるようになりました。

特定行為研修を行う指定研修機関の情報は看護師の特定行為研修制度ポータルサイトに掲載しています。この特定行為を学びたい、自分のキャリアを考えて専門性を磨きたいと思えば学びたい特定行為区分が受講できる指定研修機関をポータルサイトで探してください(二次元コード参照)。



自分の専門性を考えて、どの特定行為か、または領域を選択する必要があるんだね。



制度を推進するために日本看護協会が取り組んでいることを教えて!

本会では、認定看護師対象の特定行為研修、並びに、制度の目的である在宅医療等を推進するため在宅領域の看護師を対象とした研修を提供しています。また、修了者がより活躍されるようフォローアップ研修や看護師の特定行為研修シンポジウムを開催し、研修修了者の活動や看護管理者の支援などを情報発信しています。厚生労働省委託により看護師の特定行為研修制度ポータルサイトの制作・運営を行い、指定研修機関情報や研修修了者名簿なども公開していますので一度ご覧ください。

「特定行為に係る看護師の研修制度の活用推進」を重点事業として、看護師の専門性をさらに発揮し、少子超高齢社会における国民のニーズに積極的に応えてまいります。